

生成 AI 利用についてのガイドライン

2023/11/17 公開

愛知県立大学 教育支援センター

1. 趣旨

生成 AI は、大量の機械学習データを用いることで、人間が書いたような自然な文章や、実際に撮影したかのような画像などを生成することができるもので、これを上手に利用することで、日常的に行われる様々な知的活動の効率の向上が期待される。その反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては、法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性もある。本ガイドラインは、愛知県立大学の学生、教職員が生成 AI を利用することに関して、その指針を示すものである。

2. データの入力に際して注意すべき一般的事項

- (1) 生成 AI のサービスを利用する場合は、意図せずに重要な情報が外部に漏れることを防ぐために、(可能ならば) 入力データを記憶させないあるいは利用させない設定にすべきである。
- (2) 第三者に著作権があるデータ、登録商標・意匠、著名人の顔写真や氏名などを生成 AI に入力したり、またこれらのデータを用いて生成 AI を機械学習させたりすることは、著作権やパブリシティ権等の侵害には当たらないが、これらデータを基に得られた生成物を利用する場合は、権利を侵害する可能性があるので十分注意する必要がある。
- (3) 通常、生成 AI では機能改善のために入力されたデータを利用することがあるため、生成 AI がデータを利用しないことになっていたとしても、データが意図せずに公開されることを防ぐため、生成 AI に、個人データや業務上知り得た守秘義務が発生するデータ、外部組織と秘密保持契約を締結しているデータなど(以下、「機密データ」)を入力すべきではない。
- (4) 教育研究上あるいは業務上の理由から、生成 AI を利用して機密データを利用する必要がある場合は、匿名化など十分な情報隠蔽措置を講じた上で、学内での慎重な議を経て、データの入力を行うべきである。

3. 生成物の利用に際して注意すべき一般的事項

- (1) 生成 AI によって出力された生成物は、大量の機械学習用のデータに基づいて作られたものであるが、必ずしも正しい内容を含むものではないため、その利用にあたっては細心の注意を払う必要がある。
- (2) 生成 AI によって出力された生成物が第三者に著作権があるデータ、登録商標・意匠と同一あるいは類似している場合は、著作権や商標権・意匠権を侵害する可能性があるため、利用にあたっては事前に十分な調査を行う必要がある。
- (3) 生成 AI によって出力された生成物が何らかの個人に関する記述を含む場合、その公開によりその個人の名誉・信用を毀損する可能性があるため、その生成物の利用は避けるべきである。
- (4) 生成 AI によって出力された生成物自体には著作権が認められないというのが現時点(2023年6月30日)での一般的な認識であるため、生成 AI によって出力された生成物を自らの創作物として権利を主張することは避けるべきである。

4. 大学内での利用に際して特に注意すべき点

- (1) 授業及び試験において作成・執筆する提出物(レポート、論文、報告書、作品、小テスト等)として、生成 AI を利用して入手した生成物を、生成 AI を利用した旨を明記せず、原文のままあるいは論旨や主要構文の見直しなく一部の周縁的な語句修正のみで提出することは、不正行為に当たる(生成 AI を利用した旨を明記した場合は担当教員の判断による)。
- (2) 成績評価に直接関わる業務(試験問題やレポート課題の考案等)には、生成 AI を利用すべきでない。
- (3) 学外に対して公表する成果物(研究論文、各種報告書、作品等)として、生成 AI を利用して入手した生成物を用いるべきでない。
- (4) 事務作業の効率化の観点から、学内での利用に限定した各種文書やマニュアルの作成に生成 AI を利用することは妨げないが、生成物の内容に誤りが含まれていないことを入念に確認するとともに、生成 AI を利用した旨を明記する必要がある。

5. その他

- (1) データ入力および生成物の利用にあたっては、生成 AI のサービスを提供している企業・団体のポリシーに従う必要がある。
- (2) 生成 AI のサービスを提供している企業・団体のポリシーに明記していなくとも、生成 AI を利用した成果や生成物を公開する場合は、生成 AI を利用した旨を明記する必要がある。

以上